

グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース

「過去の競争政策のレビュー部会」、「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」

(第13回)(2部会合同)

1. 日時 : 平成22年8月31日(火) 17:00～

2. 場所 : 総務省8階 第1特別会議室

3. 出席者 :

(1) 構成員(座長・座長代理を除き五十音順、敬称略)

【過去の競争政策のレビュー部会】

黒川 和美(座長)、相田 仁(座長代理)、勝間 和代、岸 博幸、舟田 正之、  
町田 徹

【電気通信市場の環境変化への対応検討部会】

山内 弘隆(座長)、藤原 洋、吉川 尚宏

(2) 総務省

内藤総務副大臣、小笠原総務審議官、山川総務審議官、利根川情報通信国際戦略局長、田中情報流通行政局長、桜井総合通信基盤局長、吉良官房長、原政策統括官、久保田総括審議官、横田情報通信国際戦略局次長、稲田官房審議官、武井官房審議官、原口電気通信事業部長、吉田電波部長、高崎総合研究官、前川総務課長、古市事業政策課長、渡辺電波政策課長、二宮料金サービス課長、泉データ通信課長、野崎電気通信技術システム課長、鈴木消費者行政課長、木村事業政策課調査官、井幡事業政策課企画官

4. 議事 :

(1) 「光の道」戦略大綱(案)について

(2) 「光の道」構想に関する意見募集(第一次)の結果概要について

(3) 「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」の中間取りまとめについて

(4) その他

5. 議事録 :

【山内座長】 それでは、定刻でございますので、過去の競争政策のレビュー部会及び電気通信市場の環境変化への対応検討部会の第13回の合同部会を開催させていただこう

と思います。

本日も会合の様態をカメラ撮りをしておりますので、ご了承願いたいと思います。

本日の内容ですけれども、まず、「光の道」ワーキンググループで議論を行ってまいりました「光の道」戦略大綱（案）というのがございます。これについて皆さんにご議論いただきます。私のほうからご説明をさせていただいて、その後にご議論とさせていただこうと思います。

2つ目ですけれども、2つ目は、ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数検討ワーキンググループの中間とりまとめができ上がりましたので、これにつきましては、今日、主査がご欠席でいらっしゃいますので、ワーキンググループの構成員であります藤原構成員からご報告をいただいた上でご議論ということにしたいと思います。その大きな2つのことについて、今日は皆さんにご審議を願うというわけであります。

それでは、早速でございますけれども、私のほうから、「光の道」戦略大綱（案）について、ご説明をさせていただこうと思います。

資料13-1をごらんいただきたいのですけれども、これは私が説明しますけれども、その次に13-2というのがございまして、これは7月下旬から本日までパブリックコメントを実施してまいりました。パブリックコメントのうちの8月中旬までのを一次意見募集としておりましたので、13-2というのが、それを整理したものであります。これについては事務局のほうから後ほど簡単に説明をしてもらおうと思います。

それでは、始めさせていただきますが、資料13-1をご覧いただきまして、「光の道」の戦略大綱でございます。

まず、1ページ目は、「光の道」構想についてということで、全体像、構想の内容について、目的、それから整備すべき水準等について書いてございます。これにつきましては、これまでいろいろ議論してきたところですので詳しい説明は省きますけれども、1ポツ（1）にありますように、ご承知のように、ブロードバンドの基盤について、まだ10%の世帯で基盤自体の未整備があるということ。それから、基盤が整備されている90%の世帯であっても、利用率は30%超にとどまっている、こういう現実があるということです。そういった上で、2015年ごろを目途に、すべての世帯におけるブロードバンドサービス利用の実現を図ろうというのが構想であります。

目的・効果ですけれども、もちろん、それによってICTの恩恵を迅速、公平、十分に実感・享受できる豊かな社会を実現する。そして、この試算によればですけれども、20

11年から20年までの10年間で73兆円という累積の経済効果を期待する。それによって経済の発展、雇用の創出、地域の活性化と、こういったものを実現しようというわけでありませう。

その「光の道」の整備すべき水準、技術というところですが、基本的には100メガ以上の超高速ブロードバンド基盤の整備・普及を目指すということ。それに用いる技術ですが、想定する技術の基本はFTTHということですが、一部のケーブルや無線ブロードバンド通信システムにも役割を果たしてもらおうと、こういうような前提で、この大綱は考えるということでありませう。

2ページ目から内容でございますけれども、ここでは3つの柱というものを置いております。これが今回の戦略大綱の特徴であります。1つ目は、ICT利活用基盤の整備加速化インセンティブの付与ということ。それから、2つ目はNTTの在り方を含めた競争ルールの見直しということ。それから、3番目は、規制改革等によるICT利活用の促進というものであります。

2ページ目の「第1の柱」というところでありませうけれども、ICT利活用基盤の整備加速化インセンティブの付与ということで、基本的な考え方として、これは競争環境の中で民間主導によって、その整備を行うということを原則とするということである。ただし、一部未整備エリアについては、コスト等の問題もあるので、この基盤整備を加速させるインセンティブとして公的な支援措置も講じるということでありませう。

さらに、後ほど、これは中間報告でご議論いただきますけれども、ワイヤレスブロードバンドの活用ということで、2015年に300MHz幅以上、それから2020年に1,500MHz幅以上の周波数帯の確保に取り組むということを基本的考え方としてあります。

(2)、方向性ですが、まず、基盤整備の推進ということで、先ほど支援措置というのございましたけれども、場合によっては、地方自治体が公設民営方式により整備を行うということもあり、それについての支援措置も講じるということ。あわせて、電気通信基盤充実臨時措置法の改正というものを次期通常国会で行うということでありませう。

それから、2つ目はマイグレーションでありまして、メタルから光へのマイグレーション。これをコスト面、あるいは実態面での課題について検討・整理するということでありませう。

それから、ワイヤレスブロードバンドでありますけれども、先ほどの周波数帯の確保に向けて、周波数再編の実施方針（アクションプラン）、これを11月までに決定するという

ことで、それを受けて、制度整備について、電波法の一部改正を次期通常国会で行うということでもあります。

以上が「第1の柱」ということになります。

「第2の柱」ですけれども、NTTの在り方を含めた競争ルールの見直しということ。

まず、基本的考え方ですけれども、これはもちろん公正競争の一層の活性化を行うということではありますが、この○の2つ目と3つ目はユニバーサルサービスに関係することです。

1つは、光に移行するということでもありますから、ユニバーサルサービスの対象に、加入電話が現在ユニバーサルサービスであります、加入電話または加入電話に相当する光IP電話、これをユニバーサルサービスの対象に変更するということ。

そしてもう一つは、「ブロードバンドアクセス」というものをユニバーサルサービスの対象として、必要に応じてユニバーサルサービス基金から支援を行うというものであります。

取組の方向性ですけれども、まずは公正競争の一層の活性化のための環境整備。これはアクセス網の一層のオープン化、あるいは接続情報に関するファイアウォールの強化、ドミナント規制の見直しということになりますけれども、特にドミナント規制については、総合的な市場支配力に着目したドミナント規制についても、その検討対象とするということでもあります。

2つ目は、規制緩和であります。

3つ目は、これは非常に皆さんのご興味を引くところでもありますけれども、NTTの組織形態についてを含みます。これについては、多角的な視点から総合的な検証を行った上で、そのあるべき姿を検討するということでもあります。

以上を踏まえて、電気通信事業法等の一部改正を次期通常国会で行うということでもあります。

2)のユニバーサルサービス。先ほど申し上げましたけれども、この移行期のユニバーサルサービスをどう考えるかということでありまして、1つ目は、ユニバーサルサービスの内容でありますけれども、これは本年7月に情報通信審議会に、その制度の在り方について諮問がなされておりますので、それを受けて制度整備を実施することになります。

それから、ブロードバンドアクセスについては、先ほども言いましたけれども、必要に応じて基金から支援をすることを考えるということでもあります。

これが2つ目の柱ということになります。

3つ目の柱ですけれども、規制改革等によるICT利活用の推進ということでありまして、基本的には、ICTの利活用を妨げる各種制度・規制の見直しを行うということ。そして、公共機関や通信事業者による需要創出に向けた取り組みを促進するということでもあります。

取組の方向性ですけれども、各種制度・規制の見直しにつきましては、情報通信技術の利活用を阻害する制度・規制等の徹底的な洗い出しを行うと。そして、その抜本的な見直しを図るために、これは一括法ですけれども、「情報通信利活用促進一括化法」、こういった仮称の法律を検討して、これを提案していくということでもあります。

それから、公共機関の先導的役割といたしましては地域における拠点ですね。拠点施設への基盤整備、その積極的な利活用を含めた地域のブロードバンド需要の創出等、ブロードバンド利用のインセンティブを高める措置を検討・実施するということでもあります。

以上が3つの柱ということですが、その工程表、スケジュールにつきましては、5ページ目、横置き資料でご覧いただけたところでもあります。現在、8月末で、ここで皆さんにご議論していただいておりますけれども、当然、国の予算の要求等というのがございまして、ここで1つの区切りになっております。

それから、先ほどから3つの柱でお話を申し上げたところですが、基本的には、「光の道」構想全体について11月末ぐらいまでに最終報告をつくと。そのもとになるようなワイヤレスブロードバンドとか、あるいは第2の柱の公正競争の問題とか、そういったものについても、これに間に合わせるようにタスクフォースとして報告書を出して、それをまとめて最終報告をつくるということ。

一方で、ユニバーサルサービスにつきましては、審議会のほうに諮問がおりておりますので、これもその時点で答申をいただくということになっております。

以上、総合いたしまして、年明けに通常国会において「光の道」関連法案を提出するとあります。その表ですと、緑色の塗りつぶしになっております。こういった法案を次の通常国会に出していくということでもあります。それが順次施行されていくと、こういう形になります。

具体的に一番早く動き出すのは、おそらくユニバーサルサービスの問題でありまして、内容改正に従いまして省令の改正を行って、基金の適用等も変えていく。光電話への基金を適用していくと、こういうことでもあります。

以上が私どものワーキンググループでまとめました「光の道」戦略大綱（案）ということになります。

これについてご議論いただきますが、その前に、先ほど申しましたように、意見聴取しておりますので、これを事務局から簡単に説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

【木村調査官】 では、事務局のほうから、資料13-2につきまして、簡単にご報告させていただきます。

「光の道」構想の検討に資する観点から、先月の7月27日から8月16日まで、まず一次募集ということを実施いたしました。合計295件の意見が提出されております。その翌日、17日から31日、今日までですけれども、この間、再意見募集を実施しているという状況でございます。ひとまず今日は、その第一次意見募集についての主な意見を取りまとめたものをご報告させていただきます。

下の「主な意見（第一次意見）」とあるところですが、当然、すべての意見ではございませんけれども、主立ったものをまとめると、概ねこのような感じになるのではということで、まとめさせていただきました。

まず、左側の1番、「未整備地域の基盤整備の在り方」の部分ですが、まず、「整備率を100%とすることについて」ということで、これは地域の活性化等の観点から賛成という意見。あるいは、せっかく基盤整備しても利用されないという意味がないということで、基盤整備と利活用をあわせて検討することが必要ではないかという意見をいただいております。

それから、「基盤整備の方法について」ですが、これは先ほども戦略大綱の中でありましたけれども、民間主導での整備が適当であるというご意見。また、不採算地域では一定の公的支援というのが必要になるのではないかというご意見もいただいております。

それから、「整備する基盤について」ですが、これは光だけではなくて、CATVや無線を活用することも必要ではないかというご意見。あるいは、無線に絡みますけれども、周波数のさらなる有効活用が必要ではないかというご意見をいただいております。

それから、メタル回線・アナログ電話網の扱いについてですが、これについてNTTにおいて移行に関する計画を明確にすることが必要ではないかというご意見をいただいております。

それから、右側です。「利用率向上のための公正競争環境の整備の在り方」についてです

けれども、まず、「利用率向上の方法について」は、競争促進を通じた料金の低廉化、あるいはコンテンツの充実といったもの、それから利活用を阻む制度の見直し等々、そういったご意見をいただいているところでございます。

それから、「公正競争環境の整備について」でございますけれども、これについては設備競争とサービス競争の双方が必要でしょうというご意見。あるいは、光ファイバ接続料の大幅な低廉化というのが必要ではないかというご意見。あるいは、分岐貸しというのは設備事業者に対して不公平なのではないかという点。それから、子会社等との一体経営を踏まえた規制の見直しというのが必要ではないかといったようなご意見をいただいております。

それから、最後に「NTTの在り方について」でございますけれども、これについては、公正競争確保の観点から賛成というご意見、あるいはグローバル競争等の観点から分離といったような措置というのには反対というご意見、あるいは、逆に利用者利便等の観点からすれば、経営自由度を高めるような措置も必要ではないかといったご意見等々、もろもろいただいております。

ご報告は以上でございます。

**【山内座長】**      ありがとうございました。

それでは、今ご説明をいたしました「光の道」戦略大綱につきまして、皆さんからご意見をいただきたいと思っております。どなたさまでも結構でございますので、ご発言がありましたら、よろしく願いいたします。いかがでございましょう。町田さん、いかがですか。

**【町田構成員】**      工程表もついていることですし、このタイムスケジュールで進めていく、この大綱自体は全然これでいいと思うのですが、あえてということで関連して言うのであれば、4ページの「第3の柱」の中の「基本的考え方」で「医療、教育、行政等のあらゆる分野におけるICTの利活用を促進する観点から、ICTの利活用を妨げる各種制度・規制の見直しを行う」という表現があるのですが、実はワクチンとか製薬の話を最近ちょっと取材してましたら、電子カルテの標準が国内でどうも3つぐらいに分かれそうで、相互の互換性がなくなりそうだということが結構、医療・製薬業界なんかでは問題として顕在化し始めているようです。だから、こういう意味で規制の問題だけじゃなくて、少し標準化の問題なんかにも何か——もちろん標準化の動向をウォッチした上でですけど、何か関与して一本にまとめてもらえるような利用しやすいことができないのかとか、そういう視点も持っていたほうがいいのではないかと。

それから、2ページの「ワイヤレスブロードバンドに関する取組」のところでも、あくまでも今回すぐどうこうという話じゃないですけど、これだけやっぱり財政再建が話題になっているわけですから、通信の観点とは違うけど、やっぱりオークションの議論というのはもう一回、頭に置く必要があるのではないかと。

それから、携帯電話自体、総務省の調査でもありましたけど、やはり料金が低いというのが改めて調査でも国際比較なんかでも印象として出てきてますから、やはり「光の道」と関連して議論するとき、もう少し料金が安くならないのか、そっちももう少し競争を促せないのか、既存の事業者以外を入れるような試みは何かできないのか。そういう問題意識を、最終報告に向けてのほうだと思いますけど、この大綱じゃなくてになると思いますけど、問題意識を持ったほうがいいのかなというようなことを、感想めいたことですが、思いました。

**【山内座長】** どうもありがとうございました。2つ目の問題は若干、後で議論になる——議論と申しますか、関連してくると思うのですが、周波数の検討ワーキングのほうで、その辺も少し念頭に置いたような議論があったようです。そこでまた出ましたら議論ということにさせていただきます。ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょう。どうぞ。

**【黒川座長】** 第3の柱の情報通信利活用促進一括化法というのをまとめてというか、どの分野でどういう問題が起こるかというのをまとめ上げて、ある種の提案事項にするというのは、誰がどの責任でやるのか。まあ、ほかの分野に関しては、ある程度組織化ができていていると思うのですが、このことについては何か唐突に出ていて、第4部会が頑張られるのか、その辺はどういうふうに考えていくのでしょうか。

**【山内座長】** その辺の役割分担については、具体的にまだ少し全体的な打ち合わせが済んでないのですけれども、ある意味では、この部会が主体になるというのが1つのやり方だし、まあ、我々、これを主体的に議論してきたわけだから、ここでまとめ上げて、第3部会、第4部会と情報交換でも、あるいは向こうからのご要望、こういったものを聞きながらやっていくのかなと思います。その辺はもう一度、役割分担について副大臣とも相談しながら、させていただこうと思います。

**【内藤総務副大臣】** 参考までに申し上げさせていただきますと、これは、IT戦略本部の中で規制の見直しというのをうたい上げております。ですから、これは総務省だけのやることではなく、すべての、全省庁がやるべきこととして進めていくわけでございます。



ただ、ご指摘がありましたように、総務省の中のどの研究会が、総務省としての見解をまとめ上げるかというのは整理が必要だと思いますので、また、座長、座長代理とも相談をさせていただきながら早急に決めてまいりたいと思います。

【山内座長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、今、お二方からご意見をいただきましたけれども、特に修正というような必要はないと思います。したがって、この「光の道」戦略大綱（案）につきましては、本案のとおり取りまとめさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次に、藤原構成員から、ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数検討ワーキンググループの中間とりまとめにつきまして、ご報告をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【藤原構成員】 それでは、「周波数検討WG中間とりまとめ」のご報告をさせていただきます。今日は徳田主査に代わって、ご報告させていただきます。

まず、お手元の資料、2つご確認いただきたいと思いますが、資料13-3のA4横長のパワーポイントの資料と、あとA4縦長の資料があります。今日はこの要約のパワーポイントの資料13-3に従って、ご説明、ご報告させていただきます。

まず、1ページ目でございますが、ワーキンググループの今までの検討状況をまとめております。7月20日の徳田主査からの報告後から8月26日までの経過をまとめております。

次に、2ページから8ページ目に中間とりまとめの概要を述べております。

まず、2ページをご覧くださいますと、全体構成でございますが、3つの取り組みの観点からまとめております。第1点が「今後の電波利用の展望」、第2点が「今後の周波数確保の方向性」、第3点が「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数確保への取り組み」でございます。

概要を簡単にご説明いたしますと、まず、2ページ上段をご覧くださいと思いますが、「今後の電波利用の展望」といたしましては、方向性として移動通信システムの高速・大容量化、2つ目にワイヤレスブロードバンド環境の充実、3点目にセンサーネットワーク等の実現、4点目に放送のデジタル化の進展を掲げております。

次に、2ページ下段をご覧くださいと思いますが、「今後の周波数確保の方向性」といたしましては、これらの4点に関しまして、たくさんの要望が寄せられているところで

ございます。これらの要望を踏まえまして、2020年までに、先ほど山内座長からもご報告がありましたように、まず、5年後の2015年までには300MHz幅以上と。これはほぼ米国と同じ通過点でございますが、2020年までには、米国は今500MHzと言っておりますが、約3倍の1,500MHz以上の周波数確保を目標として取り組んでいくべきという中間報告をまとめております。

次に、3ページでございますが、周波数確保への取り組みといたしまして、基本的な考え方としては、新サービス創出等による経済成長、利用者利便の増進、そして国際競争力の強化という、この3つを重要な視点といたしまして、総合的判断をして取り組みを行うということとしております。

個々の周波数帯につきましては、非常に重要な点でございますが、移動通信システムのうち、特に700MHz帯、900MHz帯につきましては、1ページにもありますように、大きく2つの意見が寄せられております。これらの2つの意見の課題整理を図った上で早急に割当案を策定することという方針でございます。それ以外の帯域やシステムに関しましては、寄せられたご意見をもとに具体化を進めるということで4ページにまとめております。

次に、5ページをごらんいただきたいと思いますが、特に重要な700MHz帯/900MHz帯の検討の方向性でございます。これまで寄せられたご意見のモデル案を策定しております。このモデル案をベースに検討を進めることといたしております。検討に当たっては、時間軸として、どのようなタイムスケールでやっていくか。2つ目に、周波数移行方法の明確化として、移行する場合には、どのように具体的に移行するのか、これを明確化する必要がある。そして、特に電波干渉の問題を中心にした技術的課題の検証というこの3点を特に重視して進めることとしたいと思っております。

なお、この技術的検討に関しましては、情報通信審議会技術分科会とも連携をいたしまして作業を進めることとしております。

次に、6ページ上段をご覧くださいと思いますが、ワイヤレスブロードバンド実現のための方策検討ということでございますが、周波数割当の検討と並行いたしまして、周波数の再編を支援するための枠組みとして、特に移行をする場合に、移行にかかわるコスト負担をどの程度見積もるかということは今後検討することとしたいと思っております。

今後の進め方といたしましては、6ページ下段をご覧くださいと思いますが、周波

数確保を行うためには詳細な実施計画の策定が必要であるということから、10月末までに実施内容の検討を行いまして、11月末までに周波数再編のアクションプランを策定していくべきとしております。

また、このプランの実施に必要な措置につきましても、本ワーキンググループで検討を行いまして11月末までに内容を決定していくこととしたいと、このような結論、中間経過でございます。

以上、簡単でございますが、ワーキングの中間報告とさせていただきます。

【山内座長】 どうもありがとうございました。

先ほど私のほうで戦略大綱の中で、このワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討の問題も11月の末に結論をいただいて、それをということを申し上げましたけど、今ご説明いただいたとおりでございます。

それでは、この内容につきまして、ご意見あるいはご質問を受けたいと思いますが、ご発言があれば、いかがでございましょう。

【相田座長代理】 質問ということになるわけですが、3ページの周波数のところにFPU、ラジオマイク等々の周波数移行が必要と書いてある。ラジオマイクは5年くらい前に40MHzから移したところですよ。あのときどうだったのかもわからないんですけど、こういうものを移行をかけるときの、その財政支援みたいなものというのは、普通はどういうふうにするのでしょうか。だから、明確に免許局だったら、再免許のときに同じ周波数は割り当てないよといって、自分で変えなさいというものだと思いますけれども、ラジオマイクなんかは各学校等でもってバーッと入っていて、多分、前のときに比べて完全に今はシンセサイザー化されちゃっているから交換とか容易じゃないし、費用もあのときに比べると大分かかってしまうのではないかと思います。

【藤原構成員】 今、ワーキンググループで検討すべきだということなのですが、周波数再編の費用負担ですが、これ全般的に、できるだけ市場原理の活用ができないかということを検討していこうということに今のところなっております。言ってみれば、引っ越し費用をこれから使う人が負担する道はないかというようなこと、また、それを正確にどれぐらいかかるかというのを今後検討していこうということにしております。

【山内座長】 先ほど町田さんがご指摘された点と少し連動するような内容になっていると思います。

【町田構成員】 その負担をしっかりとする人に、一番頑張っている人にあげることもあ

り得るよというようなイメージの話と理解していいわけですね。

【藤原構成員】　　そうです。今、既に使っておられるわけですので、これをどいてもらうという話ですから、これはそれなりの応分の負担をしようという事業者さんでないと、うまく引っ越しもできないだろうということが今のところ議論の対象になっております。

【町田構成員】　　その議論自体は、それで説得力があるんだと思うんですよね。この700/900の議論をしていく上においてもですね。その次のことを考えたときに、問題になって来ている財政再建みたいなや話は、またそんな議論をしてもしようがないと言われてしまいそうだけど、もっと大胆な、ヨーロッパなんかで一般化しているようなオークションまで議論する必要があるのかなのか、ちょっと見ておいていただいたほうがいいかなという程度に思っているのですけどね。

【山内座長】　　これは多分、ワーキングのほうというよりも全体の議論の中でまたやっていくのかなと思います。

【藤原構成員】　　今の町田構成員のお話に触れさせていただきますと、ご存じと思いますが、オークション制度につきましては、政務三役の設置された電波利用料制度に関する専門調査会というところの論点で議論されておりますので、この議論を反映しながら議論を進めるべきかなと、このワーキンググループでは話しておりますけれども、副大臣、何かそこら辺はいかがでしょう。

【内藤総務副大臣】　　我々もオークション制度につきましては、今までの政権では検討すらしなかったのですが、しっかりと前向きに検討すべきということで議論を進めております。ただ、導入に際しては、既に進んでいる事業、行われている事業の場合、既存事業者と新規参入事業者との間で、公平性の観点で様々な問題がある。そこで、まず、適当なところはないかということで、700/900の再編をスムーズに促すため、この部分においてオークション制度を導入できないだろうかという発想でご検討していただきまして、先ほど発表していただいた内容になったわけでございます。

ただ、今後、このオークション制度をどこまで普及・拡大させていくかについては、大きな課題として受けとめさせていただきたいと思います。

【山内座長】　　よろしゅうございますか。

【町田構成員】　　いいと思います。

【山内座長】　　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。どうぞ。

【吉川構成員】 今回、もともと「光の道」を議論しているという前提で、700/900がかなりクローズアップされているのですが、技術的にこの700/900、再編することによって100メガが出るサービス云々ということとどういう関係性があるのか、もしよろしければ、ご説明いただければと思います。

【藤原構成員】 はい。冒頭、山内座長からもお話ありましたように、「光の道」大綱の中には、光をもちろん大事に、F T T Hを大事にするわけですがけれども、F T T Hだけではなくて、補完的な手段としてケーブルテレビとか、あるいはワイヤレスブロードバンドが考えられるだろうということで、やはり「光の道」をケーブル工事をするということは必ずしもコスト的には合わないだとか、いろいろあるということ補完する手段ということにもなるのかなということでありまして、先ほどご説明しましたように、5年間で500MHz、そして10年で1,500MHz以上を出そうとしておりますので、「光の道」というのを読みかえると電磁波の道といいますか、それで補完していこうという。究極は、やはり100Mbps以上をできるだけ早いうちに実現しようということの補完的手段としてのワイヤレスブロードバンドという位置づけだと思っております。

【吉川構成員】 ということは、当面、すぐ300MHz分ぐらい捻出する場合に、今、710から960、250MHz分ぐらいがかなりターゲットになる、こういう議論をしてらっしゃるということいいですか。

【藤原構成員】 そうですね。出るところから、とにかくステップを踏みながら出していこうということを検討しています。

【吉川構成員】 わかりました。

【山内座長】 ほかにいかがでしょうか。なかなか意見がないというのも司会者も困るのですが、よろしゅうございますか。

それでは、ただいまいただきましたご意見につきまして、最終の報告書に向けて議論に反映させていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今日、皆様にお諮りする大きな内容につきましては以上でございますが、ご承知のように、このタスクフォースとして、1つ、NTTにお願いをしている件がございます、それはNTTのマイグレーションについて、8月末までに本合同部会からマイグレーション計画について提出をしていただきたいというようなことをお願いしてまいりました。今日は31日でございますので、今日中ということ。まだ、今日は終わってないわけですので、事務局のほうで、まだこれからの時間、今日の時間内に出てくるというようなお約

東になっているそうでもあります。これにつきましては、提出があり次第、構成員の皆様には送付させていただきたいと思っております。

それから、提出された計画につきましては、今後、タスクフォースにおいて検証・検討していきたいと考えております。こういう理解で、どうぞよろしく願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして合同部会を終了とさせていただきます。皆様、お忙しい中をご出席を賜りまして、まことにありがとうございました。

以上